



平成22年8月18日

各 位

会 社 名 イ マ ジ ニ ア 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役会長 兼 CEO 神藏 孝之
(コード番号：4644・JASDAQ)
問い合わせ先 取 締 役 兼 CFO 中根 昌幸
(TEL：03-3343-8911)

取締役に対するストック・オプションの発行内容に関するお知らせ

平成22年8月18日開催の当社取締役会において、平成22年6月29日開催の当社第33回定時株主総会で承認可決されました「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集する新株予約権の総数

当社第33回定時株主総会で承認された新株予約権2,000個

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

当社普通株式200,000株(新株予約権1個当たりの目的たる株式数100株)

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当予定者

取締役 3名

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

平成22年9月22日とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所「ASDAQ」市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併、会社分割等を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

また、当社が時価を下回る価額で株式を交付する場合（新株予約権の行使により新株式を発行または当社普通株式を処分する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月1日から平成29年6月30日まで

8. 新株予約権の権利行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使日の属する月の前3ヶ月における各日（取引が成立しない日を除く）の終値の平均値が2,000円以上である場合にのみ権利行使できる。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

9. 新株予約権の取得事由および条件

当社は、次の事由が生じたときは、新株予約権を取締役会決議により無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が新株予約権の権利行使の条件に該当しなくなったとき
- (2) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権者に交付する株式の端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数を切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

以上